

○ 第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について（昭和41年12月26日消基発第9408号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後

様式第2号

消防団員等公務災害補償等共済基金 殿	都 市町村 年 月 日 道 長 氏名 府 組合 県	※ 保険会社等に対して 請求した期間	治療関係費 年 月 日から 年 月 日までの分
下記のとおり報告します。			休業損害 年 月 日から 年 月 日までの分

発第 年 月 日 号
市町村 長 殿
(調査事務所・保険会社又は協同組合)

自動車損害賠償責任 保険 の 保険金 ・ 損害賠償額について (回答)
被害者 に関する 年 月 日 発第 号による照会
の件につき、次のとおり回答します。
(回 答 事 項)

損 害 項 目	符 号	請 求 書	損害調査 (査定) 額	備 考
治療費	A	円	円	年 月 日～ 年 月 日
看護料	B			年 月 日～ 年 月 日
通院費	C			
文書料	D			
諸雑費	E			
その他	F			
休業損害	G			年 月 日～ 年 月 日 日額 円×認定補償日数 日
慰謝料	H			
小計 A～H	I			
後遺障害による損害	J			第 級 号
死亡による損害	K			
損害調査 (査定) 額合計 A～K				(請求額合計)
差引 1 2 3 4 5 6 7 L				追加請求残額 円
内 A～Hの差引額	L			減額率 () %
内 J又はKの差引額	L			減額率 () %
損害調査 (査定) 認定 (査定) 額 M				(差引請求額)

区 損害調査 (査定) 額のうち補償費 調整の対象となる部分 ④

損害補償費 ⑤

差 額 ⑥＝④

損害 (1-L) × $\frac{A-D}{I}$	年 月 日～ 年 月 日	
休業 (1-L) × $\frac{G}{I}$	年 月 日～ 年 月 日	
障害 Jの逸失利益-Jの逸失利益分 × Lの減額率	第 級 号 (年金・一時金)	
死亡 (逸失利益相当額×相殺率)	(年金・一時金)	
慰謝 (慰謝の費用)		
差引 内 A～Hの差引額		減額率 () %
内 J又はKの差引額		減額率 () %
損害調査 (査定) 認定 (査定) 額 M		(差引請求額)

改 正 前

様式第2号

消防団員等公務災害補償等共済基金 殿	都 市町村 年 月 日 道 長 氏名 府 組合 県	※ 保険会社等に対して 請求した期間	治療関係費 年 月 日から 年 月 日までの分
下記のとおり報告します。			休業損害 年 月 日から 年 月 日までの分

発第 年 月 日 号
市町村 長 殿
(調査事務所・保険会社又は協同組合)

自動車損害賠償責任 保険 の 保険金 ・ 損害賠償額について (回答)
被害者 に関する 年 月 日 発第 号による照会
の件につき、次のとおり回答します。
(回 答 事 項)

損 害 項 目	符 号	請 求 書	損害調査 (査定) 額	備 考
治療費	A	円	円	年 月 日～ 年 月 日
看護料	B			年 月 日～ 年 月 日
通院費	C			
文書料	D			
諸雑費	E			
その他	F			
休業損害	G			年 月 日～ 年 月 日 日額 円×認定補償日数 日
慰謝料	H			
小計 A～H	I			
後遺障害による損害	J			第 級 号
死亡による損害	K			
損害調査 (査定) 額合計 A～K				(請求額合計)
差引 1 2 3 4 5 6 7 L				追加請求残額 円
内 A～Hの差引額	L			減額率 () %
内 J又はKの差引額	L			減額率 () %
損害調査 (査定) 認定 (査定) 額 M				(差引請求額)

区分 損害調査 (査定) 額のうち補償費 調整の対象となる部分 ④

損害補償費 ⑤

差 額 ⑥＝④

損害 (1-L) × $\frac{A-D}{I}$	年 月 日～ 年 月 日	
休業 (1-L) × $\frac{G}{I}$	年 月 日～ 年 月 日	
障害 Jの逸失利益-Jの逸失利益分 × Lの減額率	第 級 号 (年金・一時金)	
死亡 (逸失利益相当額×相殺率)	(年金・一時金)	
慰謝 (慰謝の費用)		
差引 内 A～Hの差引額		減額率 () %
内 J又はKの差引額		減額率 () %
損害調査 (査定) 認定 (査定) 額 M		(差引請求額)

(注) ※印の欄は、調査事務所、保険会社、協同組合において、記載しないで下さい。

(注) ※印の欄は、調査事務所、保険会社、協同組合において、記載しないで下さい。

1